

昭和62年度

養護教育センター教職員研修事業計画

障害をのりこえ社会参加をめざそう

教職員研修事業は、県下の教職員を対象に、教育における専門職としての資質の向上を目指してありますが、そのうち、当養護教育センターが開催するものは、いずれも養護教育に関するもので、専門研修として位置づけられております。

一 研修事業の目的

本県における養護教育の質的向上を図るため、関係教職員に対して、基本的研修の基盤の上に、専門的内容についての研修を行い、指導力の向上を図るとともに、併せて学校及び地域における養護教育の推進と充実に資する。

二 研修事業の内容

養護・訓練研修講座（視覚障害、聴覚障害、精神薄弱、言語障害、情緒障害、病弱教育研修講座、リハビリ研修講座（肢体不自由 前期・後期）、軽度心身障害教育研修講座（精神薄弱、病弱・身体虚弱、情緒障害、心理検査実技研修講座（①・②）、障害幼児教育研修講座、寄宿舎職員研修講座、重度・重複障害教育研修講座及び訪問教育研修講座の十七講座を開催する。

三 各研修講座の主旨

(一) 養護・訓練研修講座（視覚障害、聴覚障害、精神薄弱、言語障害、情緒障害）

養護教育経験三年以上の盲・聾・養護学校教員及び小・中学校特殊学級担当教員に対して、障害の多様化に即した養護・訓練指導の原理と方法に関する専門的知識・技能の修得を図る。

(二) 病弱教育研修講座

養護教育経験三年以上の盲・聾・養護学校教員及び小・中学校特殊学級担当教員に対して、病弱児の健康管理と指導に関する専門的知識・技能の修得を図る。

(三) リハビリ研修講座（肢体不自由 前期・後期）

養護教育経験三年以上の肢体不自由養護学校教員及び養護学校訪問教育担当教員に対して、肢体不自由児のリハビリ教育の原理と方法に関する専門的知識・技能の修得を図る。

(四) 軽度心身障害教育研修講座（精神薄弱、病弱・身体虚弱、情緒障害）

養護教育経験一年以上の小・中学校特殊学級担当教員に対して、特殊学級入級児の指導の原理と方法に関する専門的知識・技能の修得を図る。

(五) 心理検査実技研修講座（①、②）

養護教育経験一年以上の盲・聾・養護学校教員及び小・中学校特殊学級担当教員に対して、個別知能検査、発達検査等に関する知識・技能の修得を図る。

(六) 障害幼児教育研修講座

経験一年以上の障害幼児を担当する盲・聾・養護学校教員、幼稚園教員等

に対して、障害幼児指導の原理と方法に関する専門的事項の修得を図る。

(七) 寄宿舎職員研修講座

経験一年以上の盲・聾・養護学校寄宿舎の寮母に対して、寄宿舎における養育指導のあり方に関する専門的事項の修得を図る。

(八) 重度・重複障害教育研修講座

重複障害教育経験一年以上の盲・聾・養護学校重複学級担当教員に対して、重度・重複障害児指導の原理と方法に関する専門的知識・技能の修得を図る。

(九) 訪問教育研修講座

訪問教育経験一年以上の養護学校訪問教育担当教員に対して、訪問教育対象児指導の原理と方法に関する専門的知識・技能の修得を図る。

四 各研修講座における研修の方法

各研修講座の内容の特質に応じて、講演、講義、研究協議、演習、実技、見学等を行う。

五 昭和六十二年度養護教育センター教職員研修講座一覧

(左の表を参照)

六 その他

研修講座の受講申し込み等の詳細については、後日各校に配布予定の研修講座実施要項を参照願います。